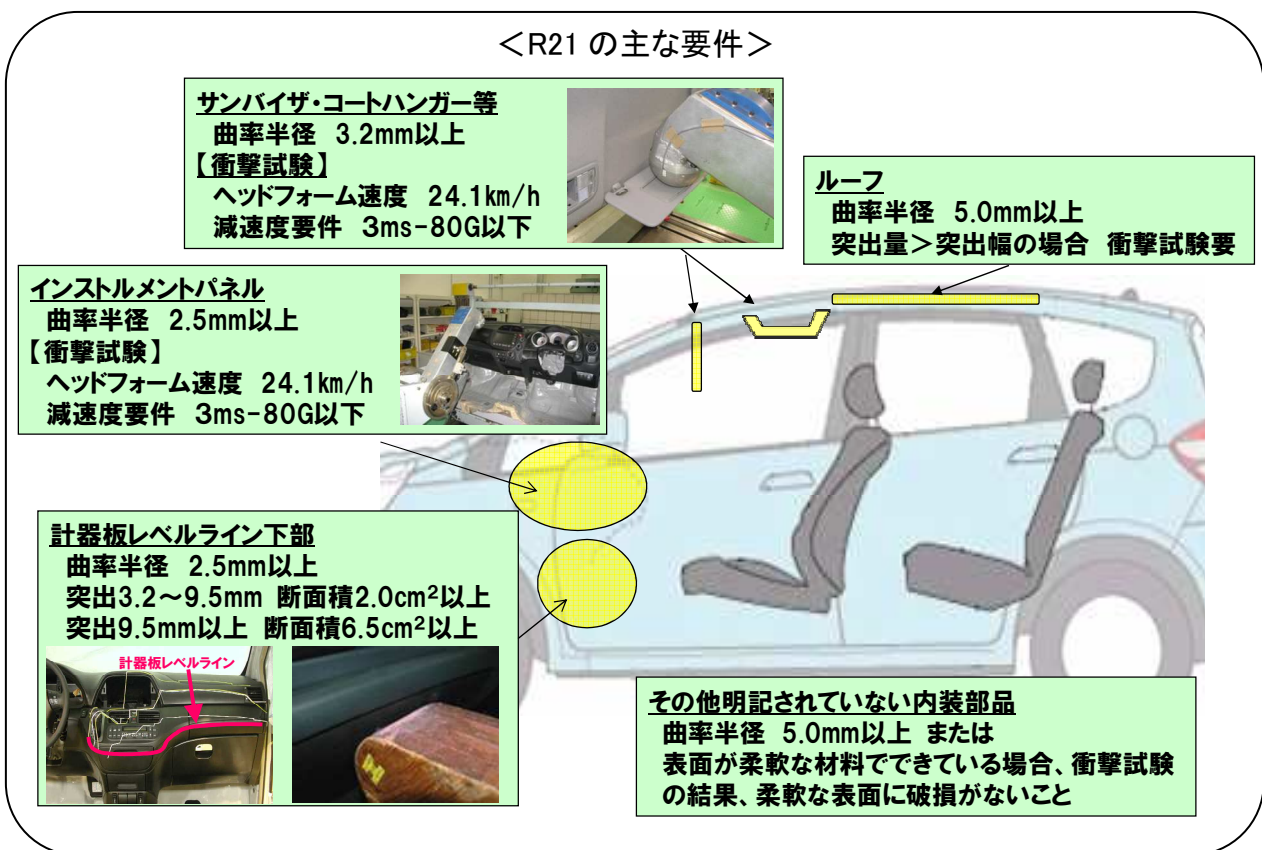


「5-1. 内部突起 (UN-R21 関係)」

- 適用範囲
乗車定員9人以下の乗用自動車※
※自動車の型式指定の際に適用
- 改正概要
協定規則第 21 号を採用し、車室内の乗員保護のため、自動車の型式認証における車室内の内部突起に関する基準を拡大・強化。



- 改正時期
平成 27 年1月(予定)
- 適用時期
新型車 :平成 30 年1月 22 日以降(予定)
継続生産車:平成 32 年1月 22 日以降(予定)